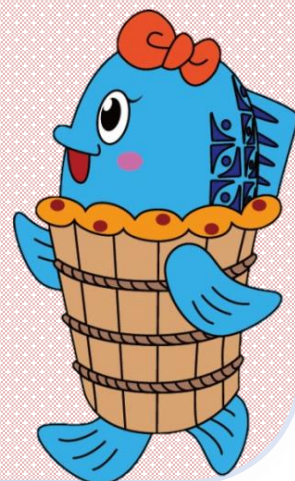


しょう ふうくし
障がい福祉

ガイドブック



美浜町

令和8年3月更新

おもな福祉サービス一覧表

- ・ 介護保険対象者（65歳以上の方、特定疾病の方）は、介護保険が優先されます。
- ・ ◎は特別障害者の適用、○は該当、△は一部該当ですが、年齢、所得、程度等により該当しない場合がありますので詳しくは担当窓口にお問い合わせください。なお、この表に記載している制度は、一部です。

		身体障害者手帳						療育手帳				精神福祉手帳			参 照 ペー ージ
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	A 1	A 2	B 1	B 2	1 級	2 級	3 級	
税金等 免除	所得税の控除	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	1~3 P
	相続税控除	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	
	贈与税非課税	△	△					△				△			
	自動車税・取得税減免	△	△	△	△	△	△	△	△			△			
	住民税の控除	◎	◎	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	
年金 手当	障害基礎年金	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△	3・4 P
	特別障害者手当	△	△					△	△						
	特別児童扶養手当	△	△	△	△			△	△	△	△				
福祉・ 医療等	補装具費の給付	△	△	△	△	△	△								4・5 P
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△			△							
	自立支援医療（更生医療）	○	○	○	○	○	○								
	自立支援医療（精神通院）											○※	○※	○※	
	心身障害者医療費助成	○	○	○	△			○	○	○		△	△		
在宅 生活 援助	住宅改造助成	△	△												5~7 P
	日中一時支援事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	移動支援事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
割引 減免 等	JR 運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7・8 P
	私鉄電車・バス運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	有料道路等通行料割引	○	○	△	△	△	△	○	○						
	航空運賃割引	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	
	NHK 受信料の免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	タクシーチケット助成	○	△					○	○						
	タクシー料金の1割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
その 他	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				○	○	○	○				8P~
	施設の利用等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

※手帳を所持していない場合も対象となることがあります。

※手帳交付

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
身体障害者手帳の交付	身体障害者が様々な支援を受けやすくするため、申請により交付します。 ※手帳の認定審査は福井県が行うため、申請の日から交付まで1~2か月ほどかかりますのでご了承ください。	視覚、聴覚、平衡、音声・言語、肢体、そしゃく、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱・直腸・小腸、肝臓、免疫機能等に障害がある方	健康福祉課	申請書 診断書(指定医のもの) 本人写真(1枚) 縦4cm×横3cm マイナンバーの分かるもの	障害の等級 1~6級
療育手帳の交付	知的障害者が様々な支援を受けやすくするため、申請により交付します。 ※手帳の認定審査は福井県が行うため、申請の日から交付まで2か月ほどかかりますのでご了承ください。	18歳未満は児童相談所、18歳以上は福井県障がい福祉・精神保健相談所の判定結果に基づき手帳の交付を決定します。	健康福祉課	申請書 知的障害者相談記録票 本人写真(1枚) 縦4cm×横3cm マイナンバーの分かるもの 診断書(任意) 成績証明書や在籍証明書 (18歳以上の新規申請の方のみ)	障害の等級 A1、A2 B1、B2
精神保健福祉手帳の交付	精神障害者が様々な支援を受けやすくするため、申請により交付します。 ※手帳の認定審査は福井県が行うため、申請の日から交付まで2~3か月ほどかかりますのでご了承ください。	福井県障がい福祉・精神保健相談所の判定結果に基づき手帳の交付を決定します。 ※有効期限は2年、更新手続きが必要です。	健康福祉課	申請書 診断書または年金証書(写)及び同意書 本人写真(1枚) 縦4cm×横3cm マイナンバーの分かるもの	障害の等級 1~3級

※税金関係

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
所得税住民税の所得控除	障害者控除・特別障害者控除 他	身障手帳・療育手帳・精神手帳を所持する方	税務署 税務課	手帳(身障・療育・精神)	特別障害者 身障手帳1、2級 療育手帳A1、A2 精神手帳1級
	医療費控除 おむつ使用費用 ストマ用装具使用費用等		税務署	医師の証明書 領収書	
相続税控除	障害者が相続により財産を取得した場合の控除	身障手帳・療育手帳・精神手帳を所持する方	税務署	手帳(身障・療育・精神)	
贈与税非課税		身障手帳2級以上・療育手帳A1、A2・精神手帳1級を所持する方	税務署	手帳(身障・療育・精神)	



サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
自動車税(種別割・環境性能割)軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免	当該障害者の生活に不可欠な自動車の税の免除	<p>障害者本人または障害者と生計を同一にする方</p> <p>〔本人運転〕</p> <p>視覚障害 1～4級</p> <p>聴覚障害 2級および3級</p> <p>平衡機能障害 3級</p> <p>音声・言語・そしやく機能障害 3級</p> <p>上肢障害 1級および2級</p> <p>下肢障害 1～6級</p> <p>体幹障害 1～3級および5級</p> <p>脳原性(上肢) 1級および2級</p> <p>脳原性(移動) 1～6級</p> <p>内部(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸・小腸) 1級および3級</p> <p>内部(免疫機能障害、肝臓) 1～3級</p> <p>〔生計同一者運転〕</p> <p>※上記本人運転と異なる区分のみ記載</p> <p>下肢障害 1～3級</p> <p>体幹障害 1～3級</p> <p>脳原性(移動) 1～3級</p> <p>療育手帳 A1、A2</p> <p>精神手帳1級所持者で自立支援医療を受給されている方</p>	<p>(普通自動車税)二州県税相談室(軽自動車税)税務課</p> <p>※申請時期 普通自動車 4月1日～納期限まで</p> <p>軽自動車 納税通知書到着～納期限7日前まで</p>	<p>〔本人運転〕</p> <p>手帳(身障・療育・精神)</p> <p>免許証</p> <p>印鑑</p> <p>納入通知書</p> <p>自動車検査証</p> <p>(名義が障害者本人のもの。ただし身体障害者で18歳未満の方、知的障害者の方、精神障害者の方は生計同一者名義でも可)</p> <p>住民票謄本</p> <p>通院、通学、通所、通勤、生業に関する証明書</p> <p>(原則として月2回以上かつ6ヶ月以上続けて使用されるもの)</p> <p>家族は生計同一するものに限られます。〔生計同一者運転〕上記のほか生計同一証明書(運転者と住民票が別の場合)</p>	
消費税非課税	<p>身体障害者等が使用するための特殊な構造、機能を有する物品に係る消費税が非課税になります。</p> <p><例></p> <p>〔補装具〕</p> <p>義肢、装具、補聴器、車椅子等</p> <p>〔日常生活用具〕</p> <p>視覚障害者用時計、特殊寝台、体位変換器等</p>	左に記載してある物品を購入しようとする方	税務署		

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
	〔改造自動車〕 ・身体障害者が運転できるよう補助手段が講じられているもの ・車椅子を使用するものを、車椅子とともに輸送できるよう昇降装置を装備したものの				

※年金・手当

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
障害基礎年金	病気やけがなどのために障害を持ち、日常生活に著しい制限を受けるようになった場合、その障害の程度により障害基礎年金が支給されます。 1級(令和7年度) 年額1,039,625円 2級(令和7年度) 年額 831,700円 初診日までの被保険期間の納付済期間が3分の2以上あるもの 20歳前に初診日のある障害者については、所得制限あり ※子の人数によって加算が行われます。	年金支給開始前に初診日のある障害者	(国民年金) 住民環境課 (厚生年金) 年金事務所	障害給付裁定請求書 診断書 病歴書 等	手帳の等級と障害年金の等級は異なります。
特別障害者手当	月額 29,590円 ※額は毎年改定されます。 〔支払方法〕 2月、5月、8月、11月の年4回 (各10日に口座振込みで支給します。) ※祝日の場合、その直前の平日 ※所得制限あり	20歳以上で、心身に重度の障害(1・2級程度)を重複するか、単一の重度障害であって日常生活において常時介護を必要とする在宅の方	健康福祉課	認定請求書 世帯全員住民票 所得・課税証明書 診断書 所得状況届 身障手帳または療育手帳等の写し 同意書 公的年金の受給状況届 振込先の通帳の写し 債権・債権者登録申請書	
障害児福祉手当	月額 16,100円 ※額は毎年改定されます。 〔支払方法〕 2月、5月、8月、11月の年4回 (各10日に口座振込みで支給します。) ※障害年金非受給者 ※所得制限あり	20歳未満で、心身に重度の障害(身障:1・2級程度、療育:A1程度)があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方	健康福祉課	認定請求書 世帯全員住民票 所得・課税証明書 診断書 所得状況届 身障手帳または療育手帳等の写し 同意書 振込先の通帳の写し 債権・債権者登録申請書	

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
特別児童扶養手当	1級 月額 56,800円 2級 月額 37,830円 ※額は毎年改定されます。 ※障害年金非受給者(児童) ※所得制限あり	身障手帳1級～3級程度(4級の1部)または療育手帳A程度(Bの1部)の障害のある20歳未満の児童を養育している方	こども未来課	認定請求書 世帯全員住民票 診断書 戸籍抄本 マイナンバーの分かるもの 振込先口座申出書 振込先の通帳の写し	
重症心身障害児(者)福祉手当	月額 3,000円 ※障害年金・特別障害者手当非受給者 ※所得制限あり	1、2級の身障手帳またはA程度の療育手帳を所持する方等	健康福祉課	申請書 身障手帳または療育手帳等の写し	
児童扶養手当	第1子(全部支給) 月額 46,690円 第2子以降ひとりにつき(全部支給) 月額 11,030円 (所得に応じて一部支給となります。) ※額は毎年改定されます。 ※公的年金との併給調整あり ※所得制限あり	重度の障害を持った配偶者がおり、18歳に達した年度末(政令で定める程度の障がい)の状態にある者は20歳未満)までの児童を養育する父又は母	こども未来課	詳しくはこども未来課へお問い合わせください。	

※福祉・医療等

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
補装具費の給付	身体上の障害を補うための用具の購入費・修理費を支給します。 補装具の種類 〔視覚障害者〕 盲人安全杖、義眼、眼鏡 〔聴覚障害者〕 補聴器 〔肢体不自由〕 義肢、装具、車椅子、歩行器	身障手帳所持者で福井県障がい福祉・精神保健相談所で必要と判定された方 ・65歳以上の方 ・40歳以上64歳以下の方で、特定疾病が原因による要介護認定者は介護保険法による福祉用具貸与が優先されます。	健康福祉課	申請書 身障手帳 ※診断書が必要な場合があります。	
日常生活用具の給付・貸与	重度心身障害者の日常生活が円滑に行われるように各種用具を給付または貸与します。 用具の種類については、別表のとおり(P10~14参照)	おおむね身障手帳1~2級、療育手帳A1の一部を所持する方(用具の種類により異なります。)	健康福祉課	申請書 身障手帳	
自立支援医療(更生医療)の給付	身体に障害のある18歳以上の人が、治療によって障害を軽減したり取り除くために、必要な医療を指定医療機関で受ける場合、その医療費を助成します。	身障手帳所持者で、福井県障がい福祉・精神保健相談所で治療が必要とされた方	健康福祉課	申請書 身障手帳 内容意見書 加入医療保険の分かるもの 特定疾病受給者証 マイナンバーの分かるもの	

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
自立支援医療(育成医療)の給付	身体に障害のある18歳未満の人が、治療によって障害を軽減したり取り除くために、必要な医療を指定医療機関で受ける場合、その医療費を助成します。 〔助成の対象〕 診療・手術・入院 所得制限有 〔費用の負担〕 自己負担1割	身体に障害があるか、疾患を放置することによって将来障害を残すと認められ治療効果が認められる児童	健康福祉課	申請書 内容意見書 加入医療保険の分かるもの マイナンバーの分かるもの	
自立支援医療(精神通院)の給付	精神的な病気の治療に必要な通院治療を指定医療機関で受ける場合、その医療費を助成します。 〔費用の負担〕 自己負担1割 ただし医療保険単位の世帯の所得に応じて自己負担の上限月額が設定されます。 有効期間は1年で更新は毎年必要となります。	通院されている方 ※通院医療費が対象	健康福祉課	申請書 同意書 診断書 加入医療保険の分かるもの マイナンバーの分かるもの 障害年金、遺族年金を受給していたら年金証書	有効期間の終了する3か月前から更新手続き可能
心身障害児(者)医療費助成	保険給付の対象となる医療を受けた場合において支払う一部負担金の額を助成します。 身障手帳4級所持者は上記一部負担金の額の1/2を助成します。 ※所得制限あり ※精神手帳による医療費助成対象者は、入院にかかる医療費は対象外	身障手帳4級以上 療育手帳A1、A2、B1 精神手帳1・2級所持者で、自立支援(精神通院)医療受給者証の所持者	健康福祉課	申請書 口座のわかるもの マイナンバーの分かるもの または加入医療保険の分かるもの 手帳(身障、療育、精神) 自立支援医療受給者証	県外医療機関の医療費など領収書で申請される場合は、受診後2年以内の申請に限ります。 (令和6年12月以降に受診したものに限りません。)
特定医療費(指定難病)医療費助成制度	原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち対象疾患で保険給付の対象となった医療費(一部患者負担有)を助成します。	対象疾患の方 スモン、パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症、悪性関節リウマチ、多発性硬化症 他	二州健康福祉センター	申請書 臨床調査個人票 住民票 マイナンバーカード または加入医療保険の分かるもの 課税証明書	
後期高齢者医療の適用	申請によって65歳以上で後期高齢者医療の適用を受けることが出来ます。	身障手帳1～3級(4級の一部) 療育手帳A以上 精神手帳2級以上の方	住民環境課		

※在宅生活援助等

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
住宅改造助成事業	重度障害者の居住する住宅を改造した場合、経費の一部を助成します。 (補助率8/10 ただし、80万円限度:条件により60万円限度) 玄関、トイレ、台所、洗面所、浴室、居室等の改造	視覚障害または肢体不自由の2級以上の身障手帳を所持する方	健康福祉課	申請書 身障手帳 工事見積書	

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者が、就職など社会活動に参加しやすいよう自動車運転免許を取得した場合、免許取得に直接要した費用の2/3以内(10万円を限度)を助成します。	4級以上の身障手帳を所持する方	健康福祉課	(申請) 申請書、身障手帳 (請求) 請求書、免許証、経費明細書、領収証	※申請は免許取得講習を受ける前に行ってください。
自動車改造助成事業	身体障害者が所有する自動車を障害に応じて改造する場合、その費用の一部(10万円を限度)を助成します。 ※所得制限あり	就労に伴い自動車を必要とする2級以上の上下肢体または体幹機能障害	健康福祉課	申請書、運転免許証、改造に要する費用の見積書	
日中一時支援事業	日中、障害者が活動できる場所において、家族の就労支援や介護者の一時的な休息を目的として行います。 〔利用額〕 3時間未満 2,000円 3時間以上6時間未満 4,000円 6時間以上 6,000円 送迎(片道) 540円 〔費用の負担〕自己負担1割 住民税非課税の方は負担なし	日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と町が認めた障害者等	健康福祉課	申請書 手帳(身障、療育、精神) 同意書	
地域活動支援センター事業	障害者等に、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図ります。 4h未満 2,550円 4h以上 4,250円 送迎 540円 〔費用の負担〕自己負担1割 住民税非課税の方は負担なし	地域において就労が困難と認められた在宅の障害者	健康福祉課	申請書 手帳(身障、療育、精神) 同意書	
移動支援事業	障害者の外出について、公共交通機関等を利用した移動をする際に支援を行います。 ※通勤、通学、通院、営業活動等の経済活動にかかる外出等除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限りです。 〔利用額〕 身体介護あり 30分ごとに2,560円 身体介護なし 30分ごとに1,060円 ※午前5時~8時および午後6時~10時は25%加算。午後10時~午前5時は50%加算 〔費用の負担〕自己負担1割 住民税非課税の方は負担なし	外出時に移動の支援が必要と町が認めた障害者	健康福祉課	申請書 手帳(身障、療育、精神) 同意書	同伴者の旅費および経費については実費負担となります。
訪問入浴サービス事業	障害者で自力での入浴や家族による入浴支援が困難な方に対して、入浴のための支援を行います。	居宅において常に臥床し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の障害者	健康福祉課	申請書 手帳(身障、療育、精神) 診断書 誓約書	

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
意思疎通支援事業	障害により意思疎通を図ることに支障のある障害者に手話通訳者、要約筆記奉仕員等を派遣して、意思疎通の円滑化を図ります。 〔利用額〕 無料	聴覚、音声機能、言語機能の障害のため意思疎通を図ることに支障があると町が認めた障害者等	健康福祉課	申請書	

※割引減免等

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
JR運賃の割引	障害者がJRを利用する場合の運賃割引(5割引) 適用 〔第1種〕 区間制限なし(単独乗車の場合は第2種扱い) 〔第2種〕 片道100kmを超えるもの	身障、療育または精神手帳を所持する方	JR各駅	手帳(身障、療育、精神) 乗車券購入時に提示します。乗車中は必ず手帳を携帯してください。 コピー不可	
航空運賃の割引	国内線全区間において、該当する障害程度の満12歳以上の障害者が受けられる割引 ※各社により割引内容が異なります。	身障、療育または精神手帳を所持する方	各航空会社支店・営業所	手帳(身障、療育、精神) 航空券購入時、搭乗日当日に提示します。	
私鉄電車・バス運賃の割引	私鉄電車・バス運賃の割引(5割引) ※各社により割引内容が異なる場合があります。 〔第1種〕 本人と介護者：5割引 〔第2種〕 本人：5割引 バス定期乗車券：3割引	JR割引に準じる	乗車券販売窓口	身障手帳または療育手帳 乗車券購入時に提示します。	
コミュニティバス運賃の免除	美浜町内で運行するコミュニティバス運賃の全額を免除します。	身障、療育または精神手帳を所持する方	住民環境課	手帳(身障、療育、精神) 乗車時に提示します。	会員登録申込時に手帳番号の記載が必要です。
携帯料金の料金割引サービス	携帯電話使用料金が割引になります。(各携帯会社によって割引の内容は異なります。)	身障、療育または精神手帳を所持する方	各携帯会社	申請書	
有料道路通行料金割引	障害者本人が運転し、または重度障害者が乗車し介護者が運転する場合の有料道路通行料金の割引 ※2年ごとに更新手続きが必要 ※料金所で手帳(事前手続き要)を提示 割引率：5割引 障害者の範囲 〔第1種(身体/知的)〕 本人または介護者運転 〔第2種(身体)〕 本人運転のみ	身体障害者、重度の身体障害者または知的障害者を介護する方	健康福祉課	身障手帳または療育手帳 免許証(本人運転の場合) 車検証または自動車検査証記録事項〔ETCカード登録の場合〕 上記の書類に加えて、ETCカード(本人名義)、ETC車載器の車載器管理番号が確認できる書類	有効期限があります。期限が切れる2か月前から更新手続きができます。

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
タクシー運賃割引	障害者が乗車した区間のタクシー運賃の割引 1割引	身障手帳、療育手帳を所持する方	乗務員	料金支払時に手帳を提示します。	
タクシーチケット助成	重度の心身障害者がタクシーを利用する料金の補助をします。 年間36枚(血液透析療法を受けるものは年間72枚)基本料金のみ対象 本人や家族が自動車税の減免を受けている場合は対象外となります。	町内に住所があり、申請時に在宅である方で、身障手帳1級、下肢・体幹・視覚2級、じん臓機能障害で血液透析療法を受けるもの、または療育手帳A1、A2所持者	健康福祉課	申請書 身障手帳または療育手帳	
駐車禁止規制の適用除外	移動が困難な障害者の利用する自動車に対して、駐車禁止規制場所への駐車を認めるため交付します。	詳しくは警察署へご確認ください。	警察署	申請書 身障手帳 住民票	駐車禁止等除外標章をフロントガラスに置きます。
ハートフル専用パーキング(身体障がい者等用駐車場)利用証	公共施設やショッピングセンターなどの身体障害者駐車場の適正利用をすすめるため、県内共通の「ハートフル専用パーキング(身体障害者等用駐車場)利用証」を交付します。	歩行の困難な方(詳しくは二州健康福祉センターへご確認ください。)	二州健康福祉センター	申請書 手帳(身障、療育、精神)、介護保険被保険者証、特定疾病医療受給者証、母子手帳、診断書等	利用する際には、「利用証」を車のルームミラーなどに吊り下げて提示します。
NHK放送受信料の免除	全額免除	「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、住民税非課税世帯	NHK福井放送局 健康福祉課	申請書 手帳(身障、療育、精神)	
NHK放送受信料の免除	半額免除	視覚・聴覚障害者が世帯主 重度の障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)が世帯主	NHK福井放送局 健康福祉課	申請書 手帳(身障、療育、精神)	重度の障害者 身障手帳 1級、2級 療育手帳A1、A2 精神手帳1級

※その他

サービス	内容	対象者	申請(問合せ先)	申請書類	備考
心身障害者扶養共済制度	障害者を扶養する者が、その生存中に掛金を拠出し、保護者亡き後の障害者の生活の安定を図ります。 掛金(新規加入の場合) 月額 9,300円～ 23,300円 美浜町に住所を有し65歳未満の保護者であること(配偶者、父母等) 保護者死亡後障害者生存中は年金を支給します。 (月2万～4万円)	身体障害者 1～3級 知的障害者 A1、A2 B1、B2	健康福祉課 福井県障がい福祉・精神保健相談所	加入申込書 住民票 申告者告知書 身障手帳または療育手帳	

サービス	内容	対象者	申請（問合せ先）	申請書類	備考
更生相談	身障手帳交付申請、等級変更、医療、補装具、職業、施設入所等の各種相談に応じます。	身障手帳所持の有無は問いません。	健康福祉課	身障手帳（所持者） マイナンバーカード または加入医療保険の分かるもの	定例相談 小浜病院 （第3金曜日） ※事前に電話予約要
身体・知的障害者相談員制度	障害者やその関係者の中から選ばれた相談員が、地域の中で、身近な相談に応じます。		健康福祉課		身体障害者相談員 町内に2名 知的障害者相談員 町内に1名
美浜町障害者相談事業所	障害者（児）の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じます。 ・健康福祉課 ・相談支援センター若狭ねっと ・はあとぼーとさくらヶ丘		健康福祉課 相談支援センター 若狭ねっと 0770-62-0025 はあとぼーと さくらヶ丘 0770-24-4848		P20 参照
こころの相談室（美浜町障害者定期相談会）	障害者（児）の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じます。		健康福祉課 はあとぼーと さくらヶ丘 0770-24-4848		毎月第3火曜日 はあとびあ
美浜町身体障害者福祉協会	身体障害者の福祉の増進と会員の社会参加を促進するための活動を行います。 ・各種スポーツ大会への参加 ・レクレーションの実施 ・各種相談 等	身障手帳所持者	町社協 0770-32-1164 健康福祉課		年会費 1,000円
ふれあい案内（無料番号案内）	目や上肢が不自由なおよび知的障害者や精神障害者が番号案内を利用する場合の料金を無料にします。	身体障害者（視覚障害1～6級、肢體不自由1・2級）、知的障害者、精神障害者	NTTふれあい案内 0120-104174		
青い鳥郵便葉書の無償配布	重度の身体障害者及び重度の知的障害者で受付期間内に申し込んだ方に郵便葉書を無償で配布します。	身体障害者 1・2級 知的障害者 A1・A2	各郵便局	配布申込書 身障手帳 療育手帳	
ヘルプマークの配布	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、災害時や日常生活の中で困った時に、周囲の方に対して配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするよう作成されたものです。	・義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方 ・障害者手帳の有無は要件としません。 ・援助や配慮を必要とする方すべてが対象です。	健康福祉課	ヘルプマーク交付希望申出書	・カード型とストラップ型のどちらかを配布します。 ・数に限りがあるため、原則一人につき一個とします。 ・本人が窓口に来られない場合、代理人への配布も可能です。

日常生活用具の種類および性能

種目	品目	対象者	基準額	耐用年数
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	(1) 下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の障害者等 (2) 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの	169,400円	8年
	特殊マット	(1) 下肢機能障害又は体幹機能障害1級の障害者等 (2) 下肢機能障害又は体幹機能障害2級の障害児 (3) A判定の知的障害者等 (4) 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの ※原則として3歳以上の者で、常時介護を要する者に限ります。 ※じょくそう防止用マットレスとの併給不可	21,560円	5年
	じょくそう防止用 マットレス	(1) 下肢機能障害又は体幹機能障害1級の障害者等 (2) 下肢機能障害又は体幹機能障害2級の障害児 (3) 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの ※原則として3歳以上の者で、常時介護を要する者に限ります。 ※特殊マットとの併給不可	90,000円	5年
	特殊尿器	(1) 下肢機能障害又は体幹機能障害1級の障害者等（原則として常時介護を要する者に限ります。） (2) 難病患者等で、自力で排尿ができないもの ※原則として学齢児以上の者に限ります。	73,700円	5年
	入浴担架	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の障害者等（原則として3歳以上の者で、入浴に介助を要する者に限ります。）	82,400円	5年
	体位変換器	(1) 下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の障害者等 (2) 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの ※原則として学齢児以上で、下着交換等に介助を要する者に限ります。	16,500円	5年
	移動用リフト	(1) 下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の障害者等 (2) 難病患者等で、下肢機能又は体幹機能に障害のあるもの ※原則として3歳以上の者に限ります。	159,000円	4年
	訓練椅子	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則3歳以上18歳未満の者に限ります。	33,100円	5年

種目	品目	対象者	基準額	耐用年数
	訓練用ベッド	(1) 下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の障害児 (2) 難病患者等で、下肢機能又は体幹機能に障害のあるもの ※原則として学齢児以上18歳未満の者に限ります。	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	(1) 下肢機能又は体幹機能に障害のある者（入浴に介助を要する者に限ります。） (2) 難病患者等で、入浴に介助を要するもの ※原則として3歳以上の者に限ります。	99,000円	8年
	便器	(1) 下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上の障害者等 (2) 難病患者等で、常時介護を要するもの ※原則として学齢児以上の者に限ります。 ※特殊便器との併給不可	便器 4,450円 手すり付き 9,850円	8年
	特殊便器	(1) 上肢機能障害2級以上の障害者等 (2) A判定の知的障害者等で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの (3) 難病患者等で、上肢機能に障害のあるもの ※原則として学齢児以上の者に限ります。 ※便器との併給不可	166,320円	8年
	頭部保護帽	(1) 平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障害のある者で、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれがあるもの (2) A判定の知的障害者等又は精神障害2級以上の障害者等で、てんかんの発作等により頭部を強打する危険性のあるもの	スポンジ製又は革製 15,200円 プラスチック製 36,750円	3年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能、下肢機能障害又は体幹機能障害3級以上の障害者等 ※原則として3歳以上の者に限ります。	4,460円	3年
	移動・移乗支援用具	(1) 平衡機能、下肢機能又は体幹機能に障害のある者で、家庭内の移動等において介助を要するもの (2) 難病患者等で、下肢が不自由なもの ※原則として3歳以上の者に限ります。	66,000円	8年
	火災警報器	(1) 障害者等級2級以上の身体障害者、精神障害者等 (2) A判定の知的障害者等 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限ります。	15,500円	8年
	自動消火器	(1) 障害者等級2級以上の身体障害者、精神障害者等 (2) A判定の知的障害者等 (3) 難病患者等 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限ります。	28,700円	8年

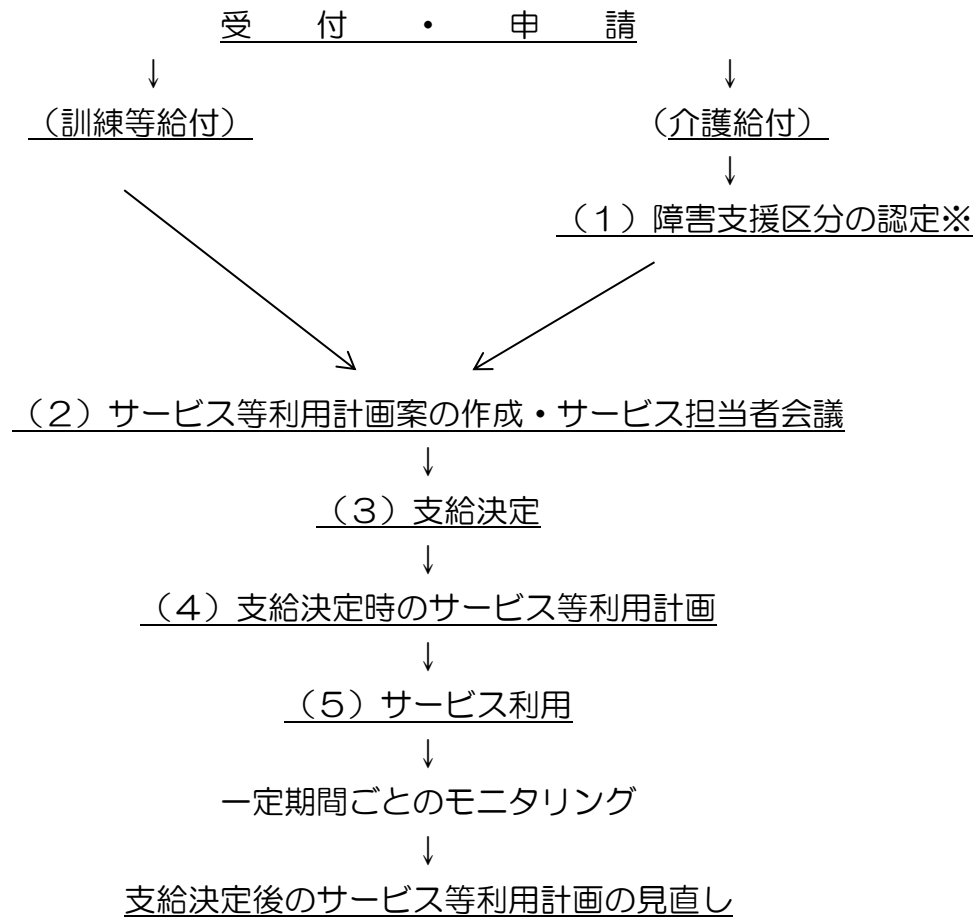
種目	品目	対象者	基準額	耐用年数	
	電磁調理器	(1)視覚障害2級以上の障害者等（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限ります。） (2)A判定の知的障害者 ※原則として18歳以上の者に限ります。	41,000円	6年	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害者等で、原則学齢児以上の者に限ります。	7,000円	10年	
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の障害者等（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限ります。）	屋内信号装置 87,400円 サウンドマスター 36,100円 目覚時計 15,300円 屋内信号灯 17,800円	10年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の障害者等で、自己連続携帯式腹膜かん流法(CAPD)による透析療法を受けているもの	51,500円	5年	
	ネブライザー(吸入器)	(1)呼吸器機能障害3級以上の障害者等 (2)呼吸器機能障害3級以上と同程度の障害者等で、医師の意見書により必要と認められるもの (3)呼吸器機能に障害のある難病患者等で、医師の意見書により必要と認められるもの	39,600円	5年	
	電気式たん吸引器	(1)呼吸器機能障害3級以上の障害者等 (2)呼吸器機能障害3級以上と同程度の障害者等で、医師の意見書により必要と認められるもの (3)呼吸器機能に障害のある難病患者等で、医師の意見書により必要と認められるもの	62,040円	5年	
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者等	17,000円	10年	
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の障害者等 ※原則として学齢児以上の者に限ります。	9,000円	5年	
	視覚障害者用体重計(音声式)	視覚障害2級以上の障害者等 ※原則として学齢児以上の者に限ります。	18,000円	5年	
	視覚障害用血圧計(音声式)	視覚障害2級以上の障害者 ※原則として18歳以上の者に限ります	15,000円	5年	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	(1)呼吸器機能又は心臓機能に障害のある者で、人工呼吸器の装着が必要なもの (2)難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要なもの	173,250円	5年	
	非常用電源		透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、人工呼吸器その他生命又は身体機能の維持に必要な電気式の用具を日常的に使用している身体障害者又は難病患者等で、医師の意見書により必要と認められるもの	正弦波インバーター発電機 100,000円	10年
			ポータブル電源 100,000円	6年	

種目	品目	対象者	基準額	耐用年数	
		※本事業により透析液加温器等の給付を受けている場合は、医師の意見書を省略できるものとします。	DC/ACインバーター(カーインバーター) 100,000円	6年	
			人工呼吸器用外部バッテリー 100,000円	6年	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能に障害のある者又は肢体が不自由な者で、発声又は発語に著しい障害のあるもの ※原則として学齢児以上の者に限ります。	98,800円	5年	
	情報・通信支援用具(パソコン等周辺機器)	上肢機能障害2級以上又は、視覚障害2級以上の障害者等 ※原則として学齢児以上の者に限ります。	100,000円	5年	
	地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上の障害者等 ※原則として学齢児以上の者に限ります。	29,000円	5年	
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の障害者 ※原則として18歳以上の者に限ります。	383,500円	6年	
	点字器	視覚障害2級以上の障害者等 ※原則として学齢児以上の者に限ります。	標準型	10,400円	7年
			携帯用	7,200円	5年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害者等(本人が就労し、若しくは就学し、又は就労若しくは就学が見込まれる者) ※原則として学齢児以上の者に限ります。	63,100円	5年	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の障害者等 ※原則として学齢児以上の者に限ります。	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の障害者で、原則学齢児以上の者に限ります。	99,800円	6年	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害のある者で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの ※原則として学齢児以上の者に限ります。	198,000円	8年	
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の障害者 ※原則として、音声式時計は手指の感覚障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者で、18歳以上の者に限ります。	触読式：10,300円 音声式：13,300円	10年	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚に障害のある者又は発声若しくは発語に著しい障害のある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの ※原則として学齢児以上の者に限ります。	71,000円	5年	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚に障害のある者で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの ※原則として3歳以上の者に限ります。	89,800円	6年	
人工喉頭	喉頭を摘出している者	笛式	8,100円	4年	
		電動式	70,100円	5年	

種目	品目	対象者	基準額	耐用年数
		喉頭を摘出している者で、通常時埋込型の人工いん頭を使用するもの	埋込型人工鼻 (消耗品分) 月額23,760円	—
	点字図書	主に点字により情報を入手している者	点字図書価格	—
	人工内耳用電池	人工内耳を装着している者 ※空気電池と充電式電池は併給不可	空気電池 月額2,500円	—
			充電式電池 15,000円	1年
			充電器 26,000円	5年
排泄管理 支援用具	ストマ用装具	ぼうこう又は直腸機能に障害のある者 で、ストマを造設しているもの	蓄便(1か所当たり) 月額9,460円	—
			蓄尿(1か所当たり) 月額12,430円	—
	紙おむつ等 (紙おむつ、サラシ、 ガーゼ等衛生用品)	(1)ストマの著しい変化等により、ストマ 装具の使用が困難な者 (2)先天性疾患等による高度の排尿機能又 は排便機能に障害のある者 (3)脳原性運動機能障害のある者で、排尿 又は排便の意思表示が困難なもの ※原則として3歳以上の者に限ります。	月額 12,000円	—
	収尿器	高度の排尿機能障害のある者	普通型 8,500円	1年
			簡易型 5,900円	
居宅生活動作補助 用具	(1)下肢機能若しくは体幹機能の障害又は 乳幼児期以前の非進行性の脳病変によ る運動機能障害(移動機能障害に限る) のある3級以上の身体障害者等(た だし、特殊便器への取替えをする場合は、 上肢機能障害2級以上の者に限りま す。) (2)難病患者等で、下肢機能又は体幹機能 に障害のあるもの ※原則として3歳以上の者に限ります。 ※居住する住宅に対して原則1回限り とし、住宅の新築又は全面的な改築若 しくは増築工事に伴う場合は対象外と します。	200,000円	1回限り	



障害福祉サービスの利用の流れ



- (1) サービスの利用を希望する方は、町の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 町は、サービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、サービス担当者会議を行い、市町村に提出します。
- (3) 町は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- (4) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (5) サービス利用が開始されます。

※障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

障害福祉サービス

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、市町村等の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

※サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

■福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

I 介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

Ⅱ 訓練等給付

自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
就労選択支援	就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等に入所していた障がい者が一人暮らしへ移行するにあたり、一定期間、定期的な居宅訪問や相談対応などにより日常生活の課題を把握し、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。 さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。※

※サテライト型住居については、早期に単身等での生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。

Ⅲ 地域生活支援

移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
日中一時支援	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。
訪問入浴	自力での入浴、家族による入浴支援が困難な方に対して入浴のための支援を行います。



障害児を対象としたサービス

障害児通所支援を利用する保護者は、市町に申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

I 障害児通所支援

児童発達支援	<p>児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。</p> <p>様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。</p> <p>①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。</p> <p>②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。</p>
放課後等デイサービス	<p>学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。</p> <p>学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>
保育所等訪問支援	<p>保育所や学校等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、保育所等を訪問することにより、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>

II 障害児入所支援

福祉型障害児入所施設	<p>従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。</p> <p>18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。</p>
医療型障害児入所施設	

利用者負担

原則1割負担。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

○世帯の範囲

- ・18歳以上の障害者（施設に入所する18,19歳を除く）：障害者本人及び配偶者
- ・18歳未満の障害児（施設に入所する18,19歳を含む）：保護者の属する住民基本台帳上での世帯

○障害者の利用者負担額

区分	対象となる世帯	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般Ⅰ	市町村民税課税世帯で市町村民税均等割課税額及び、市町村民税所得割課税額（16万円未満）※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般Ⅱ	上記以外の方	37,200円

○障害児の利用者負担

区分	対象となる世帯	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の方	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般Ⅰ	市町村民税課税世帯で市町村民税均等割課税額及び、市町村民税所得割額（28万円未満の方）	在宅で生活する場合 4,600円
		入所施設利用の場合 9,300円
一般Ⅱ	上記以外の方	37,200円

関係機関連絡先

町内機関

名称	郵便番号	住所	電話番号
健康福祉課	919-1192	美浜町郷市 25-25	0770-32-6704
こども未来課	919-1192	美浜町郷市 25-25	0770-32-6713
福祉支援センターあいばる	919-1138	美浜町河原市 6-6-1	0770-32-2616
保健福祉センターはあとぴあ	919-1141	美浜町郷市 25-20	0770-32-3111
子ども・子育てサポートセンター	919-1141	美浜町郷市 25-20	0770-32-0192
社会福祉協議会	919-1141	美浜町郷市 25-20	0770-32-1164

県機関

名称	郵便番号	住所	電話番号
障がい福祉課	910-8580	福井市大手 3 丁目 17-1	0776-20-0338
二州健康福祉センター	914-0057	敦賀市開町 6-5	0770-22-3747
福井県障がい福祉・精神保健相談所	910-0846	福井市四ツ井 2 丁目 8-1	0776-84-8232
敦賀児童相談所	914-0074	敦賀市角鹿町 1-32	0770-22-0858

その他機関

名称	郵便番号	住所	電話番号
(福) 福井県社会福祉協議会	910-8516	福井市光陽 2 丁目 3-22	0776-24-2339
(社) 福井県身体障害者福祉連合会	910-0026	福井市光陽 2 丁目 3-22	0776-27-1632
(福) 福井県聴覚障がい者協会	910-0026	福井市光陽 2 丁目 3-22	0776-63-5572
(福) 福井県視覚障害者福祉協会	910-0026	福井市光陽 2 丁目 17-8	0776-23-4647
嶺南障害者就業・生活支援センター ひびき	914-0063	敦賀市神楽町 1 丁目 3-20	0770-20-1236
福井県発達障害児者支援センター スクラム福井(敦賀)	914-0821	敦賀市櫛川 41-2-3	0770-21-2346

相談支援事業所

名称	郵便番号	住所	電話番号
はあとぼーとさくらヶ丘	914-0144	敦賀市桜ヶ丘町 8-8	0770-24-4848
相談支援センター 若狭ねっと	919-1542	若狭町井ノ口 26-5-19 サンポートスリーム 205 号室	0770-62-0025



事業所一覧

※サービスを提供している県内嶺南の事業所を掲載しております。

居宅介護（ホームヘルプ）

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
ケアサービスー休さん	敦賀市山泉 73-905	0770-21-1322	●	●	●	●
SOMPOケア敦賀 訪問介護	敦賀市堂 50-1-4 日経ビル1 F	0770-21-7161	●	●	●	●
敦賀市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	敦賀市東洋町 4-1 福祉総合センター	0770-22-7222	●	●		●
県民せいきょうホームヘルプ サービス(敦賀)	敦賀市市野々町 2丁目 1554	0770-21-1200	●	●	●	●
つるが生協ヘルパーステーション とんとん	敦賀市公文名 1-6	0770-25-4343	●	●	●	●
有限会社 あそしえ	敦賀市舞崎町 2丁目 23-23	0770-25-3081	●	●	●	●
ヘルパーステーションこばやし	敦賀市ひばりヶ丘町 1057	0770-23-1605	●	●	●	●
株式会社ディーブ 介護サービスセンター	敦賀市新松島町 1-26 ヴァンヴェールG	0770-37-1161	●	●	●	●
りんくる訪問介護事業所	敦賀市松栄町 4-10	0770-25-1616	●	●	●	●
セイホーケアサービス	敦賀市相生町 21-31	0770-24-0017	●	●	●	●
ケアサービス北寿	敦賀市堂 44 岡の腰 1-1	0770-20-1711	●		●	
敬仁会ヘルパーステーション	敦賀市鉄輪町 1-2-57	0770-24-2288	●	●	●	●
ささえ	敦賀市金ヶ崎町 9-17	0770-36-4981	●	●	●	●
あすか訪問介護・介護タクシー 事業所	敦賀市山泉 73-914-4	0770-21-4667	●	●	●	●
美浜町社会福祉協議会 ホームヘルパーステーション	美浜町山上 1-11-1 美浜町デイサービスセンター	0770-37-2296	●	●	●	●
若狭町社会福祉協議会 身障ホームヘルプサービスいずみ	若狭町井崎 40-80	0770-45-2837	●		●	
ニチケアセンターわかさ	若狭町北前川 29-6-1	0770-45-3305	●	●	●	
ニチケアセンター上中	若狭町井ノ口 26-5-19	0770-62-9010	●	●	●	●
訪問介護よすが	若狭町鳥浜 28-54-2	0770-47-6884	●	●	●	
ホームヘルプステーション トゥモロー	小浜市南川町 8-1-2	0770-53-1286	●	●	●	●
ホットラインサポートセンター つみき	小浜市後瀬町 13-1-11	0770-52-0836	●	●		●
訪問介護事業所 ゆう	小浜市相生 10-15	0770-58-0151	●	●	●	●

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
県民せいきょう ホームヘルプサービス（若狭）	小浜市遠敷 9-501	0770-56-4200	●	●	●	●
小浜市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	小浜市遠敷 84-3-4	0770-56-5800	●	●	●	●
ニチケアセンター小浜	小浜市南川町 11-35	0770-53-2623	●	●	●	●
訪問介護ステーションおあしす	小浜市雲浜 1丁目 8-8	0770-53-5500	●	●	●	●
ケアサポートあゆみ	小浜市大手町 8-33	0770-53-5070	●	●	●	●
ふらむはあと ヘルパーステーション	小浜市遠敷 7丁目 301	0770-56-1011	●	●	●	●
おおい町社会福祉協議会障害者 ヘルパーステーション	おおい町名田庄下 6-1	0770-67-2318	●	●	●	●
ヘルパーステーションぐるぐる	おおい町本郷 150-2-13	0770-59-1167	●	●	●	●
高浜町社会福祉協議会	高浜町緑ヶ丘 1-1-1	0770-72-2480	●	●	●	●
ヘルパーステーション グッとサポート	高浜町菌部 47-4	0770-72-3373	●	●	●	●
高浜ケアサポート訪問介護であい	高浜町青 1 字宮ヶ谷 1-3-1	0770-50-7643	●	●	●	●

短期入所（ショートステイ）

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
敦賀市立やまびこ園	敦賀市長谷 47-21	0770-21-1133		●		●
独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600	●	●		●
つるが生協ショートステイ満天	敦賀市公文名 1-6	0770-21-6111	●			
美浜町福祉支援センターあいばる	美浜町河原市 6-6-1	0770-32-2616	●	●		●
カメラハウス美浜（SS）	美浜町木野 23-2-5	0770-62-2157	●	●	●	●
若狭事業所 短期入所	若狭町下夕中 11-27-1	0770-62-2550		●		●
ケアホーム五湖の郷	若狭町田井 24-2	0770-46-1212	●	●	●	●
やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-1	0770-58-0880		●	●	●
第二やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-4	0770-58-0408		●		●
第三やすらぎの郷	小浜市深谷 10-13-2	0770-58-0221	●			

療養介護

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600	●	●		

生活介護

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
敦賀市立やまびこ園	敦賀市長谷 47-21	0770-21-1133		●		●
野坂の郷	敦賀市桜ヶ丘町 8-6	0770-22-2022		●		
敦賀医療センター多機能型通所 支援事業所 あさひ	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600	●	●		
はなえみ	敦賀市桜ヶ丘町 12-1	0770-25-2775		●		
はのあデイサービス	敦賀市公文名 35-39-1	0770-47-5484	●	●	●	
あんのん	敦賀市野坂 43-1-22	0770-47-6181	●		●	
つるが生協デイサービスてくてく	敦賀市公文名 1-6	0770-21-6111	●	●	●	●
はこべの家	美浜町松原 54-1-11	0770-32-2256	●	●		
美浜町福祉支援センターあいぱる	美浜町河原市 6-6-1	0770-32-2616	●	●	●	
若狭事業所 つぐみ福祉会	若狭町下タ中 11-27-1	0770-62-2590	●	●		
障がい者デイサービスセンター 五湖の郷	若狭町田井 24-2	0770-46-1212	●	●	●	
ほっとハウス	若狭町藤井 1-18-2	0770-45-3303	●	●	●	
やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-1	0770-58-0880		●	●	●
第二やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-4	0770-58-0408		●		●
第三やすらぎの郷	小浜市深谷 10-13-2	0770-58-0221	●			
小浜事業所 介護型	小浜市加斗 56-61-1	0770-53-2911	●	●		
多機能型就労生活支援事業所 つくしの家	小浜市水取4丁目 4-5	0770-53-1286	●	●	●	
おおいワークセンター	おおい町本郷 149 字東瀬崎 12-4	0770-77-2231	●	●	●	
おひさまぶらす	高浜町緑ヶ丘 1-1-1	0770-72-5053	●	●	●	

自立訓練

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
おひさまぶらす	高浜町緑ヶ丘 1-1-1	070-7587-5043	●	●	●	

就労移行支援

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
ワークサポート 陽だまり	敦賀市長谷 47-29	0770-22-7171		●		
ひまわりの家	敦賀市桜ヶ丘町 8-8	0770-24-2068			●	
就労支援事業所 第2つくしの家	小浜市南川町 2-3	0770-64-5218	●	●	●	

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
おおいワークセンター	おおい町本郷 149 字東瀬崎 12-4	0770-77-2231	●	●	●	

就労継続支援A型

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
ワンシード わくわく	敦賀市道口 63-1-1	0770-36-1257	●	●	●	
l p p p o !	敦賀市公文名 54-10-1	0770-47-6526	●	●	●	
+ l p p p o !	敦賀市野神 2-34-2	0770-47-6979	●	●	●	
社会福祉事業 ふらっぷ	敦賀市白銀町 5-23	0770-36-4518	●	●	●	
ラムサール「わかさ」	若狭町岩屋 61-35	0770-45-1311	●	●	●	
若狭事業所 つぐみ福祉会	若狭町下タ中 11-27-1	0770-62-2550		●		
特定非営利活動法人 アップ・トゥ・ユウ	小浜市竜前 5-37-1	0770-64-5462	●	●	●	
一般社団法人 ほのほのハーツ 嶺南事業所	小浜市遠敷 9-508	0770-56-3672	●	●	●	
(株)マル 深野事業所	小浜市深谷 22-1	0770-64-5227	●	●	●	

就労継続支援B型

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
障害福祉サービスセンター ひまわりの家	敦賀市桜ヶ丘町 8 番 8 号	0770-24-2068			●	
ワークサポート 陽だまり	敦賀市長谷 47 号 29 番	0770-22-7171		●		
就労継続支援事業所 たんぼぼ	敦賀市金山 24-9-1	0770-37-5880		●	●	
野坂の郷	敦賀市桜ヶ丘町 8-6	0770-22-2022		●		
スマイルビーチカフェ	敦賀市三島町 2-19-12	0770-36-4357	●	●	●	
+ l p p p o ! (+Be l p p p o !)	敦賀市原 23-7-3	0770-47-6979	●	●	●	
Be l p p p o !	敦賀市野神 15-4-13	0770-47-6526	●	●	●	
ワークス	敦賀市五幡 31-5-1	0770-36-4997	●	●	●	
HATARAKU	敦賀市相生町 3-26	090-2034-2218	●	●	●	
社会福祉事業 ふらっぷ	敦賀市白銀町 5-23	0770-36-4518	●	●	●	
はこべの家	美浜町松原 54-1-11	0770-32-2256	●	●		

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
株式会社 和	美浜町佐柿 34-10	0770-32-6633	●	●	●	
ラムサール「わかさ」	若狭町岩屋 61-35	0770-45-1311	●	●	●	
コミュニティカフェ 「きらやま茶屋」	若狭町三方 39-5-3 若狭町 サンレイク観光会館・三方駅	0770-45-1661	●	●	●	
特定非営利活動法人若狭美&Bネット 若狭ものづくり美学舎 きらり	若狭町大鳥羽 27-13-4	0770-64-1788	●	●	●	
若狭事業所就労継続支援B型	若狭町大鳥羽 16-50	0770-62-2550		●		
就労支援センター がじゅまるカンパニー	若狭町井ノ口 15-24-5 (3-104)	0770-62-2120	●	●	●	
多機能型就労生活支援事業所 つくしの家	小浜市水取4丁目 4-5	0770-53-1286	●	●	●	
クリーンねっと若狭	小浜市加斗 37-7-5	0770-64-5030		●		
つみきハウス	小浜市後瀬町 13-1-11	0770-53-1190	●	●	●	
就労支援事業所 第2つくしの家	小浜市南川町 2-3	0770-64-5218	●	●	●	
株式会社 縁	小浜市東市場 38-17	0770-56-3066	●	●	●	
特定非営利活動法人 アップ・トゥ・ユウ	小浜市竜前 5-37-1	0770-64-5462	●	●	●	
おおいワークセンター	おおい町本郷 149 字東瀬崎 12-4	0770-77-2231	●	●	●	

共同生活援助（グループホーム）

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
グループホーム桜ヶ丘	敦賀市桜ヶ丘町 9-19	0770-21-1133		●		
グループホーム新和	敦賀市新和町 1-7-2 サンプリエ和久野Ⅱ (サテライト型住居) 白銀町 13-9 メゾン白銀 302号室	0770-21-1133		●		
ワンシード・すぶらうと	敦賀市衣掛町 167	0770-36-1171	●	●	●	
L I F E l p p p o ! 和久野	敦賀市和久野 2号東河原 17-3	0770-47-6964	●	●	●	
カメラハウス美浜	美浜町木野 23-2-5	0770-62-2157	●	●	●	
メゾン・ド・ひまわり	若狭町熊川 22-2-1	0770-62-2157	●	●	●	
おおとば寮	若狭町大鳥羽 16-50	0776-33-8350		●		
ケアホーム五湖の郷	若狭町田井 24-2	0770-46-1212	●	●	●	

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
わかさ寮	若狭町下夕中 11-27-1	0770-62-2550		●		
つくし寮 第2つくし寮	小浜市山手2丁目 2-4	0770-53-1286		●	●	
グループホーム・ケアホーム あおぞら1	小浜市後瀬町 13-1-11	0770-53-1230	●	●	●	
グループホーム・ケアホーム あおぞら2	小浜市小浜住吉 80-2	0770-53-1190		●	●	
ホープ	小浜市深谷 13-2-1	0770-58-0200	●	●	●	
グループホーム ポルト	小浜市深谷 9-11-2	0770-58-0018	●	●	●	
グループホームぐるぐる	小浜市小浜津島 85	0770-59-1202	●	●	●	
しいの実ハウス	おおい町名田庄中 29-10-13	0770-67-3677		●		

自立生活援助

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
相談支援センターりんく	敦賀市金山 57-16-1	0770-36-2000	●	●	●	

施設入所支援

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
敦賀市立やまびこ園	敦賀市長谷 47-21	0770-21-1133		●		●
障害者支援施設 やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-1	0770-58-0880	●	●	●	
障害者支援施設併設障害児入所施設 第二やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-4	0770-58-0408	●	●	●	
障害者支援施設 第三やすらぎの郷	小浜市深谷 10-13-2	0770-58-0221	●	●	●	

一般相談支援事業所

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
敦賀市障害者地域生活支援センター こだま	敦賀市神楽町1丁目 3-20	0770-20-4565	●	●	●	
敦賀市社会福祉協議会指定一般 相談支援事業所「あいあい」	敦賀市東洋町 4-1	0770-22-3133	●	●	●	

名称	住所	電話番号	主な対象者			
			身体	知的	精神	障害児
地域活動支援センター はあとぼーとさくらヶ丘	敦賀市桜ヶ丘町 8-8	0770-24-4848		●	●	
相談支援センター りんく	敦賀市金山 57-16-1	0770-36-2000	●	●	●	
相談支援センター若狭ねっと	若狭町井ノ口 26-5-19 サンポートスリーム 205号室	0770-62-0025	●	●	●	
若狭つくし会相談支援事業所	小浜市南川町 8-1-2	0770-53-1286	●	●	●	

児童発達支援事業所

名称	住所	電話番号
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター 多機能型通所支援事業所あさひ	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600
NEST Care	敦賀市中央町 1 丁目 9-4	070-4126-0190
こども発達支援ルーム ぴらす up	敦賀市金山 57-16-1	0770-36-1135
はのあデイサービス	敦賀市公文名 35-39-1	0770-47-5484
こどもの輪 花	敦賀市若葉町 2 丁目 1617	0770-22-0870
美浜町福祉支援センターあいばる	美浜町河原市 6-6-1	0770-32-2616
ほっとハウス	若狭町藤井 1-18-2	0770-45-3303
L&Mらふみー	小浜市千種 1 丁目 8-24	0770-52-0800
ひとつむぎ高浜	高浜町和田 103-1-2	0770-50-7115
おひさまはうす	高浜町事代 6-1-10	0770-72-5053

児童発達支援センター

名称	住所	電話番号
敦賀市立子ども発達支援センター パラレル (児童発達支援センター)	敦賀市櫛川 41-2-3	0770-22-7172
小浜市母と子の家児童発達支援センター (児童発達支援センター)	小浜市後瀬町 1-5	0770-53-2603

放課後等デイサービス

名称	住所	電話番号
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター 多機能型通所支援事業所あさひ	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600
敦賀市立子ども発達支援センター パラレル (児童発達支援センター)	敦賀市櫛川 41-2-3	0770-22-7172
アイホーム敦賀	敦賀市金山 73-6-1	0770-47-6160

名称	住所	電話番号
ハーツきっず清水 放課後等デイサービス	敦賀市清水町 1-6-17	0776-52-3300
アイホームあんのん	敦賀市野坂 43-1-22	0770-47-6181
こども発達支援ルーム ぴらす up	敦賀市金山 57-16-1	0770-36-1135
NEST Care	敦賀市中央町 1 丁目 9-4	070-4126-0190
神宮前ぼっぼ	敦賀市曙町 8-12	0770-37-3575
はのあデイサービス	敦賀市公文名 35-39-1	0770-47-5484
こどもの輪 花	敦賀市若葉町 2 丁目 1617	0770-22-0870
美浜町福祉支援センターあいぱる	美浜町河原市 6-6-1	0770-32-2616
ほっとハウス	若狭町藤井 1-18-2	0770-45-3303
クリーンねっと若狭	若狭町市場 18-11	0770-62-2151
小浜市母と子の家児童発達支援センター (児童発達支援センター)	小浜市後瀬町 1-5	0770-53-2603
L&Mらふみー	小浜市千種 1 丁目 8-24	0770-52-0800
ひとつむぎ高浜	高浜町和田 103-1-2	0770-50-7115
おひさまはうす	高浜町事代 6-1-10	0770-72-5053

保育所等訪問支援

名称	住所	電話番号
敦賀市立子ども発達支援センター パラレル (児童発達支援センター)	敦賀市櫛川 41-2-3	0770-22-7172
NEST Care	敦賀市中央町 1 丁目 9-4	070-4126-0190
こどもの輪 花	敦賀市若葉町 2 丁目 1617	0770-22-0870
福祉支援センター あいぱる	美浜町河原市 6-6-1	0770-32-2616
ほっとハウス	若狭町藤井 1-18-2	0770-45-3303
小浜市母と子の家児童発達支援センター (児童発達支援センター)	小浜市後瀬町 1-5	0770-53-2603
L&Mらふみー	小浜市千種 1 丁目 8-24	0770-52-0800
ひとつむぎ高浜	高浜町和田 103-1-2	0770-50-7115
おひさまはうす	高浜町事代 6-1-10	0770-72-5053

居宅訪問型児童発達支援

名称	住所	電話番号
NEST Care	敦賀市中央町 1 丁目 9-4	070-4126-0190
小浜市母と子の家児童発達支援センター (児童発達支援センター)	小浜市後瀬町 1-5	0770-53-2603

福祉型障害児入所施設

名称	住所	電話番号
障害者支援施設併設障害児入所 第二やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-4	0770-58-0408

医療型障害児入所施設

名称	住所	電話番号
敦賀医療センター（重症心身障害児病棟）	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600

地域活動支援センター

名称	住所	電話番号
はあとぼーとさくらヶ丘	敦賀市桜ヶ丘町 8-8	0770-24-4848
地域活動支援センター ラボカフェ	敦賀市野神 2-34-2	0770-47-6984
地域活動支援センター トゥモロー	小浜市南川町 2-3	0770-64-5218

移動支援

名称	住所	電話番号
美浜町社会福祉協議会 ホームヘルプステーション	美浜町山上 1-11-1 美浜町デイサービスセンター	0770-37-2296
ケアホーム 五湖の郷	若狭町田井 24-2	0770-46-1212
ニチケアセンター上中	若狭町井ノ口 26-5-19 サンポートスリーム 205号	0770-62-9010
ニチケアセンターわかさ	若狭町北前川 29-6-1	0770-45-3305
ホットラインサポートセンターつみき	小浜市後瀬町 13-1-11	0770-52-0836
ヘルプステーションぐるぐる	おおい町本郷 150-2-13	0770-59-1167

日中一時支援

名称	住所	電話番号
ワンシード つどい	敦賀市道口 63-1-1	0770-37-1424
敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600
敦賀市立やまびこ園	敦賀市長谷 47-21	0770-21-1133
こどもの発達支援ルーム ぶらす up	敦賀市金山 57-16-1	0770-36-1135
美浜町福祉支援センター あいばる	美浜町河原市 6-6-1	0770-32-2616
ケアホーム 五湖の郷	若狭町田井 24-2	0770-46-1212
ほっとハウス	若狭町藤井 1-18-2	0770-45-3303
つぐみ福祉会 若狭事業所	若狭町下タ中 11-27-1	0770-62-2550

名称	住所	電話番号
かみなかコーポ あじさいルーム	若狭町井ノ口 15-24-5	0770-62-2157
障害者支援施設併設障害児入所 第二やすらぎの郷	小浜市深谷 10-1-4	0770-58-0408

訪問入浴

名称	住所	電話番号
アサヒサンクリーン	滋賀県高島市今津町今津 2447 番地 9 コーポラス今津 1 階	050-3317-7266



しょう かん まどぐち
障がいに関する相談窓口

○美浜町役場 健康福祉課 (TEL) 0770-32-6704

(美浜町障害者相談事業所)

○相談支援センター若狭ねっと (TEL) 0770-62-0025

○はあとぽーとさくらヶ丘 (TEL) 0770-24-4848

○こころの相談室(美浜町障害者定期相談会)

日時：毎月第3火曜日 13:30~15:30

場所：はあとぴあ

※その他、身近な相談相手として障害者相談員や民生委員・児童委員が各地域にいます。詳しくは健康福祉課までご連絡ください。

はっこう と あ さき
発行・お問い合わせ先

みはまちょうやくば けんこうふくしか
美浜町役場 健康福祉課

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市25-25

(TEL) 0770-32-6704

(FAX) 0770-32-6050

(Mail): kenkou-fukushi@town.fukui-mihama.lg.jp

